

# 社会福祉法人つばさ福祉会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つばさ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 本規程における次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条で定める理事及び監事を示す。
- (2) 評議員とは、定款第5条で定める評議員を示す。
- (3) 役員等とは、理事、監事及び評議員を示す。
- (4) 常勤の役員とは、週平均で4日以上出勤する役員を示す。
- (5) 非常勤の役員とは、週平均で4日未満出勤する役員を示す。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与、退職手当及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 役員（理事及び監事）の報酬は、1事業年度あたり総額300万円を限度とする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第21条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 理事会等に出席した場合には、別表3に定める交通費を支給する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、理事会等への会議出席を除き、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤役員等については、当月21日に支給するものとし、その日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

又は翌月の21日（その日が金融機関休業日の場合は前営業日）に振り込み支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃) 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則) 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成30年6月16日から改正施行する。

3 この改正規程の施行により従前の社会福祉法人つばさ福祉会役員等報酬規程は廃止する。この改正規程は令和6年6月7日から改正施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬額
理事長	月額300,000円～500,000円の範囲で、評議員会の定める額
業務執行理事	月額200,000円の範囲以内で評議員の定める額
理事	月額100,000円の範囲以内で評議員の定める額

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額5,000円

(2) - 1 理事長

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 又はオンライン等での職務執行	日額15,000円 但し、月200,000円を限度とする。

(2) - 2 業務執行理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額5,000円

(2) - 3 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額5,000円

※尚、理事長に理事会に招集された法人事務員には上記報酬額を支払う。

(3) 監事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額5,000円
監事監査等への出席	日額15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額15,000円

※但し、月50,000円を限度支給とする。

別表3（交通費）

役員報酬に含まれない交通費の実費分の支給は、当法人職員の旅費規程に準じるものとする。